

## 随意契約及び比較見積りを徴収しない理由書

工事名称 : 一級河川 尻無川 尻無川水門水密ゴム取替工事

西大阪治水事務所の所管する尻無川水門は、高潮及び津波発生時に閉鎖し、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設であり、高潮時等に安全で確実な動作が求められる。

本工事は、尻無川水門水密ゴムの取替工事であり、主水門の底部及び側部戸当り部の水密ゴム及び取付部品の製作・取替等を実施するものである。

当該部品は主水門を構成する重要かつ固有の部品であり、いわゆる汎用部品ではなく、主水門の扉体と一体のものとして、主水門製作会社の独自の技術で設計・製作されている。従って、本工事を施工するにあたっては、当該部品及び主水門の機能・構造に精通していることが必要である上、詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、本工事を施工できるのは当該部品を含む主水門の設計、製作、据付を行った三菱重工業株式会社より事業譲渡された、佐藤鉄工株式会社の大阪府域で唯一の保守点検会社である佐藤鉄工株式会社大阪営業所以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書の徴収を省略し、同社より徹する見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものとする。